

北山村木材利用推進方針

第1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、和歌山県木材利用方針（平成24年和歌山県制定。令和3年一部改正。以下「県方針」という。）に即して策定するものであり、村内の建築物等における木材の利用の促進を図るため、特に和歌山県内の森林から産出、加工された木材（以下「紀州材」という。）の利用促進に関して、必要事項を定める。

第2 村における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- (1) 村において木材利用を促進すべき建築物は、法第2条第1項に規定する建築物とし、村が木材利用に取り組む公共建築物は、法第2条第2項各号および法施行令（平成22年政令第203号）第1号各号に掲げる建築物とする。
- (2) 村は、民間の非住宅建築物において木材の利用が図られるよう、建築主等に対し、木材利用の情報、建築物木材利用促進協定制度及び国・県の支援制度等の周知など必要な支援を行うものとする。
- (3) 村は、木造化・木質化を推進する意義や有用性について、広く普及啓発に努め、住宅や民間事業所等における紀州材の利用の促進に努めるものとする。

第3 村が整備する公共施設及び公共土木工事等における木材の利用の目標

- (1) 公共施設の木造・木質化の推進
村が行う公共施設の整備にあたっては、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、可能な限り木造・木質化を推進する。村が重点的に木造化を推進する公共施設は別表のとおりとする。
- (2) 家具・備品・調度品等の木質化の推進
村が公共施設等に導入する家具・備品・調度品等は可能な限り木材製品とする。
- (3) 環境への配慮
村は、公共施設の整備等における木材の利用にあたっては、使用する接着剤や塗料等について、環境に配慮するものとする。
- (4) 公共土木工事や公共施設の工作物等における木材の利用の推進
村は、公共土木工事における土木資材及び工作物等について、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、可能な限り木材の利用を推進する。
- (5) 紀州材利用の推進
村が行う公共施設の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、可能な限り紀州材を使用することとし、合法性が証明されたものを使用するものとする。
また使用する紀州材は、工事仕様書等に規定した規格、性能を有するものとし、紀州材証明書を添付させ、紀州材であることを竣工検査時に確認するものとする。

第4 村が補助する民間施設整備等における紀州材の利用推進

村が補助する民間事業者の施設整備において、事業主体の理解を求め、可能な限り紀州材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

別表（第3関係）

施設用途	木造化を推進する際の重点化の方向		
	建築基準法により要求される耐火性能の区分		
	耐火建築物又は準耐火建築物とすることが要求されない建築物	準耐火建築物	耐火建築物
1. 庁舎・事務所等 2. 社会福祉施設・病院等 3. 学校等 4. 文化・スポーツ施設等 5. 住宅等 6. 上記以外の施設用途で木造化することが望ましい施設	○	△	△
7. 屋外附带施設等（東屋、ベンチ等）	○		

○：重点的に木造化を推進するものとする。

△：施設のシンボル性や紀州材の利用促進等の観点から、木材を使用することが適切であると判断される場合は、木造と非木造の組み合わせによる混工法の採用や建築基準法に基づく所要の性能の検証、国土交通大臣の認定などにより木造化及び木質化に努めるものとする。

適用

この方針は、平成24年11月30日から適用する。

附則

この方針は、令和4年3月1日から適用する。